

三重県建設副産物処理基準新旧対照表

現 行	改 定 (案)	摘 要
<p>第1条～第4条（略）</p> <p>第5条 原則化ルール 建設副産物の工事現場からの搬出にあたっては、以下の事項について、経済性に拘わらず実施することを原則とする。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> ○ コンクリート塊、アスファルト塊 <ul style="list-style-type: none"> ・工事現場からの距離に拘わらず再資源化施設へ搬出する。 ○ 建設発生木材（伐採根、伐採木を含む） <ul style="list-style-type: none"> ・原則として再資源化施設へ搬出する。 ただし、工事現場から50kmの範囲内に再資源化施設等がない場合または以下の(1)及び(2)の条件を共に満たす場合は、再資源化に代えて縮減（中間処理施設での焼却）することができる。 (1) 工事現場から再資源化施設までの車両が通行できる道路が整備されていない場合であって、 (2) 縮減をするために行う運搬に要する費用の額が、再資源化施設までの運搬に要する費用の額より低い場合 ○ 建設汚泥 <ul style="list-style-type: none"> ・工事現場から50kmの範囲内に再資源化施設等がある場合は、再資源化施設へ搬出する。 ・工事現場から50kmの範囲内に再資源化施設等がない場合は、適正処理（最終処分）を行う。 ○建設発生土 <ul style="list-style-type: none"> ・工事現場から50kmの範囲内の他の工事現場等（公有地、民間建設工事を含む）へ搬出する。 ・工事現場から50kmの範囲内の他の工事現場等（公有地、民間建設工事を含む）へ搬出できない場合、民有地へ適正に処分する。 </div> <p>第6条（略）</p> <p>第7条 建設発生土 （搬出の抑制）</p> <p>1. 建設工事の施工に当たり、適切な工法の選択等により、建設発生土の発生の抑制に努めるとともに、その現場内利用の促進等により搬出の抑制に努めるものとする。</p> <p>（原則化ルール）</p> <p>2. 三重県が発注する公共工事においては、建設発生土の利用について、次のとおり使用することを原則とする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>・工事現場から50km以内の他の公共工事から搬出される発生土がある場合には工事目的に要求される品質等を考慮したうえで、経済性に拘わらず利用する。</p> </div> <p>（公共事業間の利用調整及び再利用推進）</p> <p>3. 建設発生土の再利用等については、建設発生土情報交換システム（JACIC運用）を使用して事前に情報の入出力を行い、建設発生土を必要とする工事を担当する機関または建設発生土を搬出する工事を担当する機関との調整に努め、次の方法によって建設発生土の有効利用を図るものとする。</p> <p>なお、土質によっては、工法等を工夫し、再資源化施設の活用、必要に応じ土質改良を行うこと等により建設発生土の再利用及び工事間流用を図るものとする。</p>	<p>第1条～第4条（略）</p> <p>第5条 原則化ルール 建設副産物の工事現場からの搬出にあたっては、以下の事項について、経済性に拘わらず実施することを原則とする。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> ○ コンクリート塊、アスファルト塊 <ul style="list-style-type: none"> ・工事現場からの距離に拘わらず再資源化施設へ搬出する。 ○ 建設発生木材（伐採根、伐採木を含む） <ul style="list-style-type: none"> ・原則として再資源化施設へ搬出する。 ただし、工事現場から50kmの範囲内に再資源化施設等がない場合または以下の(1)及び(2)の条件を共に満たす場合は、再資源化に代えて縮減（中間処理施設での焼却）することができる。 (1) 工事現場から再資源化施設までの車両が通行できる道路が整備されていない場合であって、 (2) 縮減をするために行う運搬に要する費用の額が、再資源化施設までの運搬に要する費用の額より低い場合 ○ 建設汚泥 <ul style="list-style-type: none"> ・工事現場から50kmの範囲内に再資源化施設等がある場合は、再資源化施設へ搬出する。 ・工事現場から50kmの範囲内に再資源化施設等がない場合は、適正処理（最終処分）を行う。 ○建設発生土 <ul style="list-style-type: none"> ・工事現場から50kmの範囲内の他の工事現場等（国有地又は公有地、民間建設工事を含む）へ搬出する。 ・工事現場から50kmの範囲内の他の工事現場等（国有地又は公有地、民間建設工事を含む）へ搬出できない場合、民有地（再資源化施設等を含む）へ適正に処理する。 </div> <p>第6条（略）</p> <p>第7条 建設発生土 （搬出の抑制）</p> <p>1. 建設工事の施工に当たり、適切な工法の選択等により、建設発生土の発生の抑制に努めるとともに、その現場内利用の促進等により搬出の抑制に努めるものとする。</p> <p>（原則化ルール）</p> <p>2. 三重県が発注する公共工事においては、建設発生土の利用について、次のとおり使用することを原則とする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>・工事現場から50km以内の他の公共工事から搬出される発生土がある場合には工事目的に要求される品質等を考慮したうえで、経済性に拘わらず利用する。</p> </div> <p>（公共事業間の利用調整及び再利用推進）</p> <p>3. 建設発生土の再利用等については、建設発生土情報交換システム（JACIC運用）を使用して事前に情報の入出力を行い、建設発生土を必要とする工事を担当する機関または建設発生土を搬出する工事を担当する機関との調整に努め、次の方法によって建設発生土の有効利用を図るものとする。</p> <p>なお、土質によっては、工法等を工夫し、再資源化施設の活用、必要に応じ土質改良を行うこと等により建設発生土の再利用及び工事間流用を図るものとする。</p>	<p>・共通仕様書及び本基準内の用語の統一を図る。</p>

[建設発生土の取り扱い]

建設発生土は以下に示す順序で処理するものとする。

- ① 現場内流用（自ら利用）
- ② 50 km以内の「他の公共工事」に流用（ストックヤードへの搬出入含む）
- ③ 50 km以内の公有地へ適正に処分する。
- ④ 50 km以内の「民間建設工事」に流用
- ⑤ 民有地へ適正に処分する。

[参考資料]

- ① 土質区分基準……………別紙 11
- ② 適用用途標準……………別紙 12
- ③ セメント及びセメント系固化剤を使用した改良土の六価クロム溶出試験実施要領（案）…別紙 13

(積算上の注意事項)

4. 建設発生土の再利用に関する積算、手続き等に関して下記事項に留意するものとする。

(1) 現場内流用ができない建設発生土については処分地を指定することを原則とし、処分地までの実運搬距離を計上するものとする。

この場合、特記仕様書に処分先及び運搬距離を明記する。

(2) 設計時に処分地を指定することが困難な場合は、次により処理することができる。

①建設発生土が 100 m³未満のときは運搬距離を 4 kmとして計上する。なお、契約後、受注者が実際に処分した処分地までの実運搬距離に増減を生じても変更処理をしないものとする。

この場合、特記仕様書には、「自由処分」と明記し、運搬距離は記入しない。

②建設発生土が 100 m³以上のときは、暫定的に運搬距離を 8 kmで計上し、契約後、協議により決定した処分地までの実運搬距離に変更契約を行うものとする。

この場合、特記仕様書には、「処分地未定につき相互協議する。暫定運搬距離 8 km」と明記すること。

(3) 処分地における処分費の取り扱いは次のとおりとする。

① 自由処分の場合は、処理費は計上しない。

② 指定処分の場合は、処分地の地形上明らかに整地が必要な場合には、その費用を計上できるものとする。

(4) 公的ストックヤードを利用する場合は特記仕様書に明記するものとする。

(5) 受注者は、民有地へ処分する場合は別紙 14「建設発生土受入承諾書」を事前に得るものとする。

(6) 受注者は、建設発生土を搬出する場合は運搬車両 1 台毎に別紙 15「建設発生土搬出伝票」を発行し、搬出先、搬出土量等を把握する。

[建設発生土の取り扱い]

建設発生土は以下に示す順序で処理するものとする。

- ① 現場内流用（自ら利用）
- ② 50 km以内の「他の公共工事」に流用（ストックヤードへの搬出入含む）
- ③ 50 km以内の国有地又は公有地へ適正に処理する。
- ④ 50 km以内の「民間建設工事」に流用
- ⑤ 民有地 (再資源化施設等を含む) へ適正に処理する。

なお、同一番号の中に建設発生土受入地が複数ある場合は、土量、土質、処理費等を踏まえ、適切に選定する。

[参考資料]

- 別紙 11「表-1 土質区分基準」「表-2 土質区分判定のための調査試験方法」
- 別紙 12「表-3 適用用途標準 (1)」「表-3 適用用途標準 (2)」
- 別紙 13「セメント及びセメント系固化剤を使用した改良土の六価クロム溶出試験実施要領 (案)」

(関係法令の遵守)

4. 建設発生土は、土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の防止及び生活環境の保全上支障が生じないよう、関係法令等に基づき適正に処理すること。

(設計上の留意点)

5. 建設発生土の処理に関する設計にあたっては、以下のことに留意するものとする。

(1) 建設発生土受入地における、具体的な施工方法 (盛土の形状、法面保護、排水処理等) 及び特定条件 (法規制、現場状況、周辺環境、受入場所等) については、設計図書に明示する。

(2) 建設発生土受入地の埋立て等 (土地の埋立て、盛土その他の土地への堆積) 区域の面積が 3,000 m²以上かつ高さ 1m を超える場合の形状及び構造上の基準は、三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例 (以下「土砂条例」という。) 施行規則第 14 条によることとし、適切に設計を行う。

(積算上の留意点)

6. 建設発生土の処理に関する積算にあたっては、以下のことに留意するものとする。

(1) 現場内流用ができない建設発生土については建設発生土受入地を指定することを原則とし、建設発生土受入地までの実運搬距離を計上するものとする。この場合、特記仕様書に建設発生土受入地及び運搬距離を明記する。

なお、設計積算時に建設発生土受入地を指定することが困難な場合は、暫定的に運搬距離を 8 km (発生土量 100 m³未満の場合は、4 km) として計上できることとし、特記仕様書には「受入地未定につき別途協議する。暫定的に運搬距離を 8 km (発生土量 100 m³未満の場合は、4 km) として計上。」と明記する。この場合、契約後、協議により決定した建設発生土受入地までの実運搬距離に変更契約を行う。

(2) 建設発生土受入地における処理費 (設計図書に明示された、具体的な施工方法及び特定条件に対応する費用) は、適切に計上する。

なお、設計積算時に建設発生土受入地を指定することが困難な場合は、一般的な形状を示し、暫定的に費用を計上することができる。この場合、契約後、協議による具体的な施工方法等により変更契約を行う。

(3) 建設発生土受入地における受入料金については、積算基準等の「処分費等」として取り扱う。

(施工上の留意点)

7. 建設発生土の処理に関する施工にあたっては、以下のことに留意するものとする。

(1) 受注者は、建設発生土受入地が民有地である場合は土地所有者から別紙 14「建設発生土受入承諾書」を事前に得る。なお、「建設発生土の民間受入地の公募要領」により登録された民有地を除く。

(2) 受注者は、建設発生土を搬出する場合は運搬車両 1 台毎に別紙 15「建設発生土搬出伝票」を発行し、搬出先、搬出土量等を把握する。

(3) 発注者 (土砂等を発生させる者) は、土砂条例第 9 条の許可を受けた埋立て等区域に建設発生土を搬

・土壌汚染対策法等の関係法令等に基づき適正に処理する。

・設計図書に具体的な施工方法を明示する。

・一定規模以上の建設発生土の処理は、土砂条例施行規則により設計する。

・自由処分の廃止。

・設計図書に示した施工方法等について、必要な費用の計上を行う。

・県土整備部が制定した公募要領により登録されている場合は除く。

・土砂条例第 9 条に基づ

<p>第8条～第9条（略）</p> <p>第10条 附則</p> <p>1. この基準は平成31年4月1日より適用する。</p>	<p>出ずる場合は、土砂条例施行規則第18条に規定する「土砂等発生元証明書（様式第10号）」を発行し、<u>土砂条例第9条の許可を受けた者に提出する。</u></p> <p>第8条～第9条（略）</p> <p>第10条 附則</p> <p>1. この基準は令和2年4月1日より適用する。 <u>なお、令和2年4月1日以降に建設発生土の処理を行うものについても適用する。</u> <u>ただし、建設発生土の処理が令和2年12月22日までに完了するものについては、第7条第5項の(2)は適用しない。</u></p>	<p>く許可を受けた者が、施行規則第18条に基づく土砂等の発生場所等を確認することに対応する。</p>
--	---	---

建設発生土受入承諾書

平成 年 月 日

(請負者名) 様

土地所有者 住所
氏名

印

三重県 発注の 工事施行に
伴う発注土砂を下記のとおり、私の所有地に処分することを承諾します。

記

- 1 処分する場所
(市) (町村) 大字 番地
(郡)
- 2 地目 ()
- 3 処分土量
- 4 期間
- 5 法令、条例等への対応 (許可等)
- 6 その他

(表面)

建設発生土受入承諾書

年 月 日

(請負者名) 様

土地所有者 住所
氏名

印

三重県 発注の 工事施行に伴い発生する
土砂を下記のとおり、私の所有地に受け入れることを承諾します。
また、受け入れにあたっては、別紙「建設発生土を受け入れるにあたっての承諾事項」につ
いて厳守します。

記

- 1 受入地の所在地
(市) (町村) 大字 番地
(郡)
- 2 地目 ()
- 3 受入土量
- 4 期 間
- 5 関係法令、条例等への対応 (許可等)
- 6 添付資料
(1) 位置図、平面図等
(2) 受入地が判別できる写真

(裏面)

別紙 「建設発生土を受け入れるにあたっての承諾事項」

- (1) 土地所有者は、別表1のいずれかに該当する者ではありません。
- (2) (1)の事項に関して、三重県が関係機関へ照会を行うこと、及びその結果が、事実と相違することが判明した場合には、当該事実に関して三重県が行う一切の措置について異議を申し出ません。
- (3) 受入地は、廃棄物が不法に投棄されていない土地です。
- (4) 建設発生土の受け入れに必要となる関係法令、条例等への対応については「建設発生土受入承諾書 5 関係法令、条例等への対応(許可等)」のとおりで、手続き済みです。また、許可証の写し等の提出を求められれば提出します。
- (5) 建設発生土の受け入れを転売の目的といたしません。
- (6) 建設発生土の受け入れに伴う受入地の隣接土地所有者、周辺住民、利害関係者等からの苦情については、土地所有者が対応します。
- (7) 土地所有者は、建設発生土の受入期間中は、受入地に係る土砂の搬出、搬入は行ないません(搬入された土量の検収を妨げない場合は除く)。
- (8) 土地所有者は、建設発生土の受入地への搬入が円滑になされるよう協力します。
- (9) 建設発生土搬入後の管理については、必要となる関係法令の対応を含めて土地所有者の責任で行ないます。

別表1

<u>(1) 自己又は自己の役員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は同法第2条第6号に規定する暴力団員(以下、「暴力団員」という。)である者</u>
<u>(2) 暴力団又は暴力団員がその経営に実質的に関与している者</u>
<u>(3) 自己、自社又は第三者の不正の利益等を図る目的、若しくは第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者</u>
<u>(4) 暴力団又は暴力団員に資金等を提供し、または便宜を供与するなど直接的あるいは間接的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者</u>
<u>(5) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者</u>
<u>(6) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者</u>

建設発生土 搬出伝票			整理番号	
搬出年月日	平成 年 月 日	請負業者名	主任技術者	印
工事名		工事場所 (搬出元)	市 郡 町 地内	
搬出する 土質	<input type="checkbox"/> 第1種 <input type="checkbox"/> 第4種 <input type="checkbox"/> 第2種 <input type="checkbox"/> 泥土 <input type="checkbox"/> 第3種	搬出する 土量 (m ³)		m ³
搬出先 の種類別	<input type="checkbox"/> 他の公共工事へ流用 <input type="checkbox"/> 中間処理施設 <input type="checkbox"/> 他の民間工事へ流用 <input type="checkbox"/> 最終処分場 <input type="checkbox"/> 公有地 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> ストックヤード	搬出先の住所	市 郡 町 地内	
		搬出先の名称		
運搬距離		km	<input type="checkbox"/> 指定処分 <input type="checkbox"/> 自由処分 の区分	
運搬車両 番号		運転者名		印
備 考				

* この伝票は、建設発生土を現場外へ搬出する場合に使用する。
 * この伝票は、運搬車両一車ごとに作成する。
 * 運搬車両番号欄は、ナンバープレート番号とし、整理番号として1つの搬出先に対して運搬の速い者から順に連番を付する。
 * 印欄は、サインでも可

建設発生土 搬出伝票			整理番号	
搬出年月日	年 月 日	請負業者名	主任技術者	印
工事名		工事場所 (搬出元)	市 郡 町 地内	
搬出する 土質	<input type="checkbox"/> 第1種 <input type="checkbox"/> 第4種 <input type="checkbox"/> 第2種 <input type="checkbox"/> 泥土 <input type="checkbox"/> 第3種	搬出する 土量 (m ³)		m ³
搬出先 の種類別	<input type="checkbox"/> 他の公共工事へ流用 <input type="checkbox"/> 再資源化施設 <input type="checkbox"/> 他の民間工事へ流用 <input type="checkbox"/> 最終処分場 <input type="checkbox"/> 国有地 <input type="checkbox"/> 公有地 <input type="checkbox"/> ストックヤード <input type="checkbox"/> その他	搬出先の所在地	市 郡 町 地内	
		搬出先の名称		
運搬距離		km		
運搬車両 番号		運転者名		印
備 考				

* この伝票は、建設発生土を現場外へ搬出する場合に使用する。
 * この伝票は、運搬車両一車ごとに作成する。
 * 運搬車両番号欄は、ナンバープレート番号とし、整理番号として1つの搬出先に対して運搬の速い者から順に連番を付する。
 * 印欄は、サインでも可